

国土建第501号
平成31年3月29日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしました。

この改正は、平成31年4月1日より施行されます。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を別紙のとおり改正し、平成31年4月1日より適用することとしましたので、貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底が図られますよう指導をお願いします。